

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）の概要

1. 顧客の利益の保護のための体制整備

(1) 金融商品関連業務の範囲

金融商品関連業務として、金融商品取引業又は登録金融機関業務及び金融商品取引業に付随する業務を規定する（第 70 条の 2）。

(2) 顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置

顧客の利益が不当に害されることのないよう必要な措置として、顧客の利益が不当に害されるおそれがある取引を適切な方法により特定するための体制の整備、顧客の保護を適正に確保するための体制の整備並びに、これらの措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表を定め、併せて、これらの体制の下で実施した取引の特定・顧客の保護を適正に確保するための措置に係る記録を保存しなければならないこととする（第 70 条の 3、第 157 条、第 184 条）。

2. 顧客に関する非公開情報の授受の制限等の見直し

(1) 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者に限る。）又はその親法人等若しくは子法人等が、法人である発行者等に対して非公開情報の提供の停止を求める機会を適切に提供している場合は、発行者等が停止を求めるまでは、非公開情報の提供について発行者等の書面による同意があるものとみなすこととする（第 153 条第 2 項）。

(2) 金融商品取引業者の親法人等・子法人等が関与する場合の禁止行為のうち、有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を受領し、提供することの例外として、内部管理に関する業務を行うために必要な情報を受領し、又はその特定関係者に提供する場合（当該金融商品取引業者及び特定関係者において内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。）を追加し、併せて、弊害防止措置の適用除外の承認申請に係る規定を廃止する（第 151 条、第 152 条、第 153 条第 1 項第 7 号リ）。

3. 銀行等の優越的地位の濫用の防止

金融商品取引業者の親法人等・子法人等が関与する場合の禁止行為として、有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が、その親銀行等又は子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して金融商品取引契約の締結又はその勧誘を行うことを追加する（第 153 条第 1 項第 10 号）。

4. 主幹事引受制限の緩和

金融商品取引業者の親法人等・子法人等が関与する場合の禁止行為のうち、金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が発行する有価証券の引受けに係る主幹事会社となることの例外として、有価証券の引受けに係る業務に関する十分な経験を有すること等の要件を満たす他の金融商品取引業者が引受幹事会社として発行価格の決定に適切に関与し、当該金融商品取引業者が関与

することについて適切な開示が行われる株券を追加する（第 153 条第 1 項第 4 号ハ）。

5. その他

その他所要の規定の整備を行う。